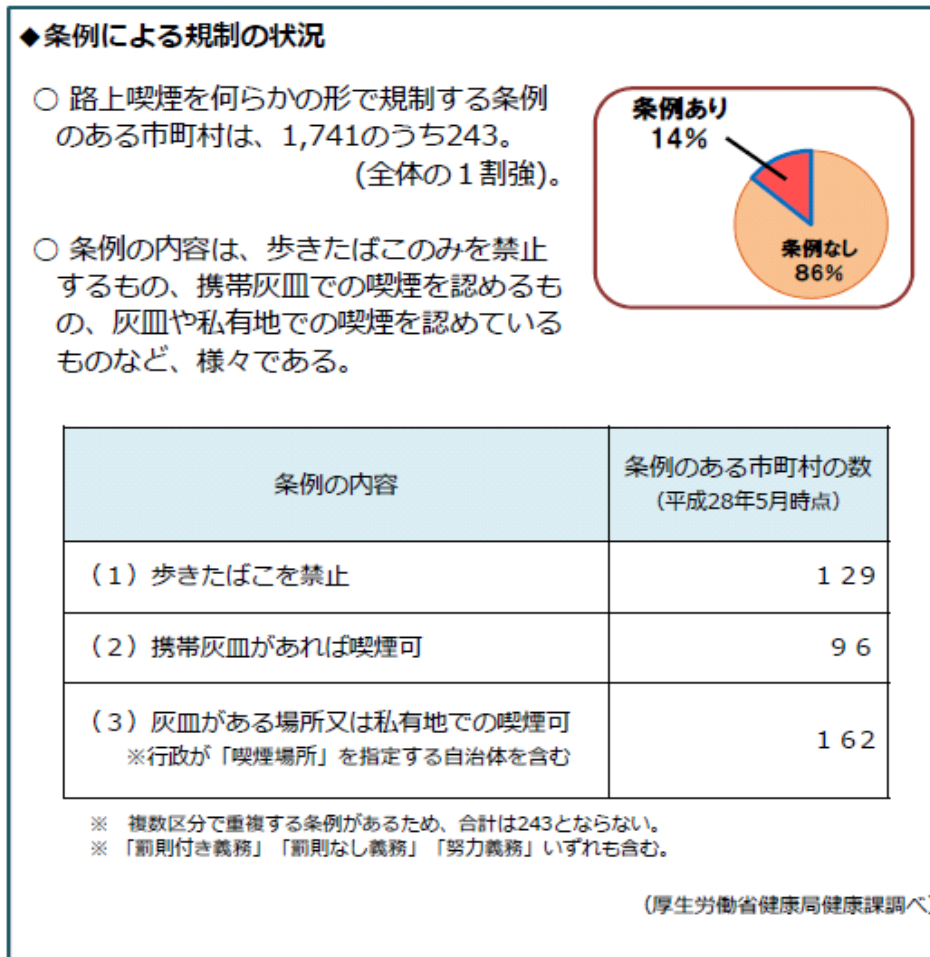


先進事例等について

1. 条例による規制の状況（厚生労働省健康局健康課調べ）



2. 規制の概要（日本たばこ産業株式会社調査 2017. 5. 29）

※全体：235 自治体

○ルール強制型（11 自治体）

※喫煙禁止エリアを指定し、その中での喫煙を認めない
名古屋市、つくば市、千葉市、府中市ほか

○共存型（171 自治体）

※喫煙禁止エリアを指定するも、喫煙場所等での喫煙を認めている
松阪市、四日市市、東京都千代田区、札幌市、横浜市、静岡市ほか

○マナー向上型（53 自治体）

※努力義務として喫煙を制限している
仙台市、長野市、飯田市、浜松市、久留米市ほか

3. 過料

○過料を科している自治体

四日市市、札幌市、東京都千代田区、横浜市、静岡市、豊橋市
名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市 など

○過料を科していない自治体 ※罰則は有り

松阪市、仙台市、熊谷市、所沢市、東京都新宿区、横須賀市、
彦根市、長浜市、大津市、高松市 など

4. 対象範囲

資料 2-2-②参照

5. 指定手続き

○松阪市

- ・ 禁止区域の指定、変更又は解除について審議するための諮問機関として、松阪市路上喫煙禁止対策審議会を設置
- ・ 審議会において、実態調査や先進地視察等も行い、禁止区域について答申

6. 取締り

○四日市市 ※過料あり

- ・ 職員が禁止区域を啓発及びパトロール
(毎日夕方から徒歩で1時間程度)
- ※平成30年9月からは業者委託(17時～24時・2～3回/月)

○松阪市 ※過料なし

- ・ 職員が禁止区域を啓発
(1回/週、スピーカー付き公用車)

○京都市 ※過料あり

- ・ 条例施行規則にて、過料の処分等に係る権限を「路上喫煙等監視員」に委任している